

各 位

福岡県福岡市中央区大名二丁目 4 番 22 号  
株式会社 アイフリーク  
代表取締役社長 永田 万里子  
(コード番号: 3845 大証ヘラクレス)  
問い合わせ先 取締役管理グループ長 山内 征宏  
電話番号 092-738-3800 (代表)  
U R L <http://www.i-freek.co.jp/>

## 当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権） の付与に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、当社取締役に対し、株式報酬型としてストックオプションを目的とした新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 9 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としております

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 200 株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前新株数 × 分割（又は併合）の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

また、上記のほか、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

##### (3) 新株予約権の総数

200 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。(ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から3年を経過した日を起算として2年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、上記(6)の行使可能期間に当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれか遅い方の地位を喪失しても行使可能期間に限って権利行使ができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

本新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が前記(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

上記の内容については、平成21年6月25日開催予定の第9期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上